

2 英吉利法律学校設置（明治十八年七月）

（欄外注記1）  
明治十八年七月九日受

七等屬布施仲男（印）

知事 書記官（米本） 学務課（奥村印）

学校設置出願之件

英吉利法律学校

増島六一郎

右神田区ニ於テ設置之義出願之処訂正ノ為先般下戻更正差出候義ニシテ最早不都合無之候条左按御認可可然哉相伺候也

按

書面学校設置之義認可候事

但開校ノ期日ハ前以可届出候事

長官

（印）

（欄外注記2）

私立学校設置願

一 本校設置ノ目的 ハ邦語ニテ英吉利法律学ヲ教授シ其実地  
応用ヲ習練セシムルニアリトス

一 本校ノ名称 ハ英吉利法律学校ト称ス

一 本校ノ位置 ハ東京神田区神田錦町二丁目二番地ニ設置ス

一 学科学期課程及教科用図書器械

但シ学科学期課程ハ別表之通ニ有之教科用図書ハ講義ヲ

（下札1）

筆記セシメ時々之ヲ刊行シ遂ニ全備ノモノヲ出版スルニ

至ルヲ期スルヲ以テ最初ニハ無之又教科用器械モ無之候

但シ追テ全備ノ上使用スル  
節ハ更ニ出願可仕候

一 教授法ノ要旨

本校教授法ノ要旨ハ専ラ英米法律ノ全科ヲ修メシメ其実

地応用ヲ習練セシメ以テ法律ヲ業トスル者ノ学力ヲ養成

スルニ在ルヲ以テ別表学科表ノ通逐次英米法律ノ全科目

ヲ教授シ各科目ニ付本邦法例ノ参照スヘキモノハ務メテ

引用シテ之ヲ教ユルモノトス

一 試業規則

試業ハ毎学期ノ終ニ於テ一度之ヲ為ス

試験点数六十点ヲ以テ及第点数トナシ合格ノ者ニハ学期

卒業証書ヲ附与シ三学期ノ卒業証書ヲ有スル者ニハ全科

卒業証書ヲ附与ス 最終試業ハ筆記口頭ヲ以テ之ヲ為ス

但第三年ノ科目ニ限ル

一 起業終業時限

午後三時ヨリ八時マテ

一 休業日

日曜日及ヒ大祭日

四月一日ヨリ同月七日マテ

七月十一日ヨリ九月十日マテ

十二月廿六日ヨリ翌年一月十五日マテ

一 入学退学規則

年齢十八歳以上ノ男子ニシテ左ノ試験ニ合フ者ハ入学ヲ

許ス

読方日本外史本朝史 作文論說記事文ノ中 書取法律書類中ニ就キ一  
項 略等ノ内但シ假名交 又ハ數項ヲ割記セシム

入学ノ期ハ毎年九月トス

定期入学ノ外入学者ノ便ヲ計リ入学ヲ許スコアルヘシ

右入学者ハ之ヲ員外生ト為シ他生徒ト區別ス但シ員外生

ト雖氏望ミニ依リ学期試験ノ際他生徒ト同シク学期試験

ヲ為シ及第ノ上ハ相当ノ級ニ編入スヘシ

入学ノ許可ヲ得タル者ハ本校学籍ニ氏名族籍住所年齢ヲ

手記シテ捺印スヘシ之ヲ入学ノ証トス

入学者ハ束脩金壹円ヲ納ムヘシ

月謝ハ一ヶ月金壹円トシ毎月一日之ヲ納メ聴講証ト引換

ユヘシ

退学セント欲スル者ハ其旨ヲ本校ニ届出テ学籍ノ削除ヲ

乞フヘシ

二ヶ月以上無断欠席スル者ハ退学者ト看做シ学籍ヨリ削

除スヘシ

一 寄宿舎規則

但寄宿生徒ヲ置カサルヲ以テ此規則ヲ設ケス

一 生徒心得

教員講義ノ席ニ就ク片ハ起立シテ敬礼ヲ表シ静肅シテ聴

講スヘシ

質問ヲ要スル片ハ教員ノ許可ヲ得テ後ニ問フヘシ

聴講中喫烟ヲ禁ス

一 生徒罰則

講義中喧噪シテ他ノ聴講ヲ妨ル者ハ講堂ヲ退カシムヘシ  
無断欠席スルコト一週三度ニ及フ者ハ譴責ヲ加ヘ二ヶ月以  
上ニ及フ者ハ退学ヲ命スヘシ

校内ノ戸障其他器具ヲ毀損スル者ハ之ヲ償ハシムヘシ

一入学生徒学力

小学校全科卒業以上

一入学生徒年齢

十八歳以上

一生徒定員

五百名

一学校長及教員職務心得

校中ノ事務ヲ総管シ会計ヲ監督シ本校ノ隆盛ヲ期スルヲ

以テ校長ノ責任トス

生徒ヲ教育シ躬行以テ之レカ模範トナリ其成立ヲ期スル

ヲ以テ教員ノ責任トス

一教員々数  
(貼紙下) 拾六名

一学校長教員品行学力履歴

但別紙之通

一学校設立者履歴

但別紙之通

一敷地建物図面

但別紙之通

一授業料

一ヶ月金壹円  
一経費収入支出

金三千九百円

収入 但一ケ年

内訳

金三千六百元

授業料

金三百円

束脩

(貼紙下) 金千百貳拾円

支出 但一ケ年

内訳

金三百六拾円

幹事俸給

金三百六拾円

書記二人俸給

金百貳拾円

小使二人俸給

金百円

書籍買入代

金百八拾円

雜費

金貳千七百八拾円

積立金

右之通設置仕度候ニ付御認可被下度此段奉願候也

東京日本橋区檜物町六番地

本府士族

(貼紙下) 六月廿七日  
明治十八年七月八日

增嶋六一郎(印)

東京府知事 渡辺洪基殿

神田区長 沢 簡徳(印)

前書出願ニ付奥印候也

同務委員

井上安右衛門(印)

〔(下札3)〕

英吉利法律学校科学期課程表

通計	学 律 法							学 科	
	間時九	同	同	同	同	同	同	間時一	間時一
「(貼紙下)〔九〕」 科目	論理学	動産委託法	組合法	代理法	刑法及治罪法	親族法	私犯法	契約法	法学通論
間時十	同	同	同	同	同	同	同	同	同
「(貼紙下)〔十〕」 科目	訴訟法	国際公法	訴訟演習	保険法	刑法及治罪法	商船法	会社法	財産法	売買法
間時十	同	同	同	同	同	同	同	同	同
「(貼紙下)〔十〕」 科目	卒業論文	破産法	行政法	訴訟演習	憲法	法律沿革論	法理学	法律抵触論	証拠法
間時九	同	同	同	同	同	同	同	同	同
「(貼紙下)〔九〕」 科目	論理学	動産委託法	組合法	代理法	刑法及治罪法	親族法	私犯法	契約法	法学通論

通計ハ小科目ヲ通計スルニ之レナク学科ヲ通計スル義ニ付九科目トアルハ一科ト改ムヘシ

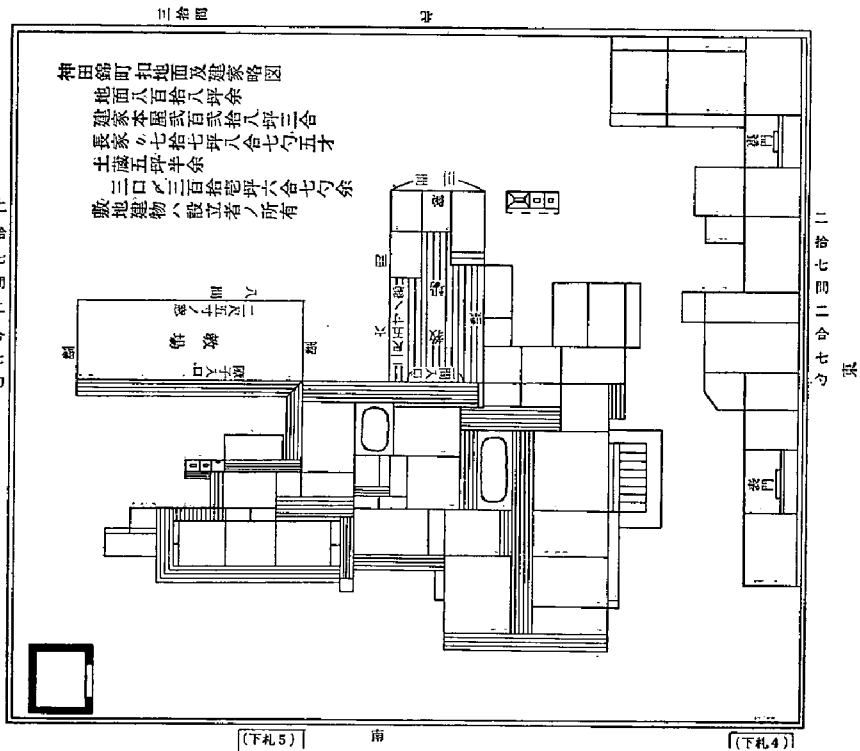
設立者履歴書

東京府日本橋区檜物町六番地

士族

校長 増嶋六一郎

安政四年六月生



一明治十二年七月東京大学法学科ヲ卒業シ法学士ノ学位ヲ受ク

一明治十二年二月東京大学予備門ノ教授ヲ嘱託セラル

一明治十三年十月英国倫敦ニ留学シ十六年五月同府「ミドルテ

ンプル」ニ於テ三ヶ年間英吉利法律修業ノ上「バリストル」

ノ学位ヲ受ク同十七年七月廿二日帰朝

一明治十七年九月一日代言免許ヲ受ケ引続キ営業

一明治十七年九月東京大学講師ヲ嘱託セラレ引続キ授業ス

一賞罰ヲ受ケタルコトナシ

一自ラノ訴訟ヲ関シタルコトナシ

一身分限ノ処分ヲ受ケタルコトナシ

右之通

東京府神田区駿河台袋町八番地寄留

大坂府平民

山田喜之助

安政六年五月一日生

一明治十五年六月東京大学法学部卒業法学士ノ学位ヲ受ク

一明治十五年十月代言免許ヲ受ケ東京々橋区ニ営業ス

一現官司法権少書記官

右之通

東京府麴町区上二番町二十二番地

平民

高橋健三

安政二年八月生

一東京大学ニ於テ明治八年ヨリ同十一年迄法学修業

一現官太政官権少書記官

右之通

東京府麴町区上六番町四十番地

士族岡村義昌長男

同府麴町区上二番町三十九番地住居

岡村輝彦

安政三卯年七月生

東京府小石川区表町六十番地寄留

岩手県士族

菊池武夫

嘉永七年七月生

一明治九年六月文部省ニ於テ為法学修業満五ヶ年間英国留学ヲ

命セラル

一明治十四年三月卒業英法状師トナル同年四月帰国

一明治十七年九月東京大学法学部講師ノ任ヲ嘱託セラル

一現任大審院詰判事六等官相当

右之通

一明治十年ボストン大学法学部卒業法学士ノ称号ヲ受ク

一明治十四年十二月東京大学法学部講師ヲ命セラル

一現官司法少書記官

嘉永六年五月生

右之通

東京府牛込区東五軒町十二番地寄留

青森県士族

西川鉄次郎

安政元年十二月廿四日生

一明治十一年七月東京大学法学科卒業

一明治十二年七月法学士ノ学位ヲ受ク

一現官文部権少書記官

右之通

東京府神田区駿河台西紅梅町十五番地寄宿

山口県士族

江木 衷

安政六年十一月生

一明治十七年七月東京大学法学部卒業同十月法学士ノ学位ヲ受ク

ク

一現官警視庁御用掛

右之通

東京府日本橋浜町二丁目十番地

士族

高橋一勝

一明治十二年七月東京大学法学部ニ於テ法学全課卒業法学士ノ位ヲ受ク

一明治十二年十二月ヨリ東京府下ニ於テ代言免許ヲ受ケ引続キ

代言營業

一賞罰ヲ受ケタルコナシ

一自ラノ訴訟ニ関シタルコナシ

一身代限りノ処分ヲ受ケタルコナシ

右之通

東京府日本橋区西河岸町十七番地

平民

岡山兼吉

安政二年七月七日生

一明治十五年六月東京大学法学部卒業法学士ノ学位ヲ受ク

一明治十五年十月代言免許ヲ受ケ引続キ營業

一賞罰ヲ受ケタルコナシ

一自ラノ訴訟ニ関シタルコナシ

一身代限りノ処分ヲ受ケタルコナシ

右之通

東京府日本橋区檜物町六番地

士族

増嶋六一郎

安政四年六月生

愛媛県土族

一明治十二年七月東京大学法学科ヲ卒業シ法学士ノ学位ヲ受ク

藤田隆三郎

一明治十三年二月東京大学予備門ノ教授ヲ嘱託セラレ

安政三年五月二日生

一明治十二年十月英国倫敦ニ留学シ十六年五月同府「ミドルテ

一明治十一年七月東京大学法学部全科卒業

ンプル」ニ於テ三ヶ年間英吉利法律修業ノ上「バリストル」

一明治十二年七月法学士ノ学位ヲ受ク

ノ学位ヲ受ク同十七年七月廿二日帰国

一現任外務権少書記官

一明治十七年九月一日代言免許ヲ受ケ引続キ営業

右之通

一明治十七年九月東京大学講師ヲ嘱託セラレ引続キ授業ス

一賞罰ヲ受ケタルコトナシ

東京府本郷区追分町六十番地寄留

一自ラノ訴訟ニ関シタルコトナシ

高知県土族

一身代限りノ処分ヲ受ケタルコトナシ

土方 寧

右之通

安政六年二月生

東京府神田区淡路町二丁目四番地寄留

岐阜県平民

一現任東京大学助教授兼文部省御用掛

磯部 醇

右之通

安政六年十二月廿五日生

東京府神田区中猿樂町廿三番地

一明治十六年九月東京大学法学部ヲ卒業シ法学士ノ学位ヲ受ク

鳥取県土族

一賞罰ヲ受ケタルコトナシ

奥田義人

一自ラノ訴訟ニ関シタルコトナシ

万延元年六月十四日生

一身代限りノ処分ヲ受ケタルコトナシ

一明治十七年七月東京大学法学部卒業

右之通

一同年十月法学士ノ学位ヲ受ク

東京府麴町区上二番町廿二番地

一現任太政官御用掛兼制度取調局御用掛

右之通

東京府深川区福住町九番地

平民

穂積陳重

安政二年七月生

一明治九年六月文部省ニ於テ英国留学ヲ命セラシ

一明治十二年六月英国ミッドルテンブル法学院ニ於テバリストルノ免許ヲ得

一明治十二年十月ヨリ独乙国留学同十四年五月帰朝

一明治十四年七月文部省御用掛ヲ命セラレ東京大学講師ノ任ヲ

囑セラシ

一現任東京大学教授兼法学部長

右之通

東京府麴町上二番町四十二番地

平民

合川正道

安政六年四月生

一明治十四年東京大学法学部卒業四月九日法学士ノ学位ヲ受ケ

一明治十四年八月元老院准判任御用掛拜命

一明治十六年十二月元老院准奏任官御用掛拜命

一現任元老院権少書記官

右之通

東京府京橋区銀座壱丁目廿一番地寄留

大分県士族

元田 肇

安政五年正月生

一明治十三年七月東京大学法学部ヲ卒業シ法学士ノ学位ヲ受ケ

一明治十三年十二月代言免許ヲ受ケ引続キ営業ス

一賞罰ヲ受ケタルコトナシ

一自ラノ訴訟ニ関シタルコトナシ

一身分限ノ処分ヲ受ケタルコトナシ

右之通

(下札1)

「第二一五〇三号

書面附箋之項取調更ニ出願スヘシ仍テ本書下戻候事  
明治十八年七月三日回

(下札2)

「教科用書最初ニ無之旨云々記載アルニ依リ追テ全備ノ上使用ス  
ル節ハ更ニ出願可仕ト但書ニテ記載アルヲ要ス

(下札3)

「拾八名トアレドモ教員履歴ニ依テ調ルニ拾六名ナリ式名不足此分  
如何

(下札4)

「敷地建物ハ所有カ借地借家カ区別記載スヘシ  
但教場ノ窓戸位置大小ヲ記入スヘシ

(下札5)

「神田区錦町二丁目二番地ニ於テ東京英語学校及英吉利法律学校  
ノ二校ヲ設置スルニ就テハ別段教場等ノ区別ナキヤ否ヤ記載ア  
リタシ 教場ノ区別有之ニ付図面モ格別ニ  
仕置候也



(欄外注記1)

「七月十一日付記録科」「七月十一日送達」

(欄外注記2)

「丙一七五五」「六月三十日收受」

(明治十八年 回議録第八類 各種学校書類

615  
A4  
6)